案件番号　121324016

令和6年度

# 東　京　国　際　空　港　基　準　点　測　量

# 特　記　仕　様　書

令　和　6　年　2　月
国土交通省関東地方整備局
東京空港整備事務所

１ 業　務　概　要

本業務は、東京国際空港の工事用基準点の測量を行うものである。

なお、本業務は、入札前に配置予定管理技術者の経験及び能力、実施方針等を受け付け、価格以外の要素と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の対象業務である。

また、本業務は、以下に示す試行等の対象業務である。

・４０歳未満の管理技術者を定期的に指導する経験豊富な技術者（以下「技術指導者」という。）を配置できる「若手技術者登用促進型」の試行業務である。

２ 業　務　場　所

東京都大田区羽田空港東京国際空港内（別添図参照）

３ 履　行　期　間

契約締結日から、令和６年９月２５日までとする。

なお、履行期間中は週２日、祝日及び夏期休暇を休日として設定している。

４ 管 理 用 基 準

基準面　：発注者の工事用基準面とする。（T.P. -1.134m（A.P.±0.000m））

5 業　務　内　容

| 業務名称 | 業務内容 | 単位 | 数量 | 摘要 |
|---|---|---|---|---|
| | | | | |
| 打合せ協議 | | | | |
| 打合せ協議 | | 式 | 1 | |
| | | | | |
| 基準点測量 | | | | |
| １級基準点測量 | | 点 | 7 | 夜間、別添図1参照 |
| ２級基準点測量 | | 点 | 15 | 夜間、別添図1参照 |
| ３級基準点測量 | | 点 | 3 | 昼間、別添図1参照 |
| ２級水準測量(1) | | km | 24.9 | 昼間、別添図2参照 |
| ２級水準測量(2) | | km | 6.7 | 夜間、別添図2参照 |
| | | | | |
| 成果物 | | | | |
| 業務完成図書作成 | | 式 | 1 | (公開用成果品含む) |

## 6 支給材料、貸与物件及び提供資料

### ６－１　支給材料及び貸与物件　なし

### ６－２　提供資料

・令和５年度 東京国際空港 基準点測量（その２）　報告書　一式

## 7 業務仕様

### ７－１　総　　則

本特記仕様書に定めのない事項については、「空港土木設計・測量・地質土質調査・点検業務共通仕様書」（国土交通省航空局　令和５年４月）、「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書」（国土交通省港湾局　令和５年３月）の定めによるものとする。

なお、設計図書公表後、共通仕様書等の改訂により実施内容に変更が生じた場合は、調査職員と協議する。

### ７－２　打合せ協議

本業務の打合せ等は、下記項目に記載の回数行うものとする。
なお、関係機関打合せ協議は資料周知を想定しているが、対面で開催した場合にかかる契約変更は履行期間末日までに行うものとする。

| | |
|---|---|
| ① 業務着手時 | 1 回 |
| ② 中間打合せ | 2 回 |
| ③ 成果物納入時 | 1 回 |
| ④ 関係機関協議資料作成 | 1 機関 |

打合せ協議にかかる旅費交通費については、未計上であり、調査職員と協議のうえ、履行期間末日までに契約変更を行うものとする。

### ７－３　基準点測量

(1)　１級基準点測量及び２級基準点測量

空港内の既設点について、GNSS観測により実施するものとする。但し、測量に先立ち、平均図について調査職員の承諾を得なければならない。

(2)　３級基準点測量

多摩川護岸の3級基準点について、GNSS観測により実施するものとする。但し、測量に先立ち、平均図について調査職員の承諾を得なければならない。

(3)　２級水準測量

測量に先立ち作業方法及び平均図について調査職員の承諾を得なければならない。

(4)　測量成果の報告

本測量成果は既存成果との比較を行い、工事用基準点として採用するか検討を行う。なお、多摩川護岸の点については対象外とする。

(5)　座標値の整理

位置の表示は、平成１４年国土交通省告示第９号に定める平面直角座標系の平面直角座標値と、空港座標値（Ａ滑走路１６側をＸ＝2,000　Ｙ＝2,000とし、方向角59°53’03”をＸ軸、149°53’03”をＹ軸とした時の座標値 ）で表示するものとする。

## ８ 成　果　物

### ８－１　成果物

業務完成図書の整理方法は、調査職員と協議するものとする。

### ８－２　業務完成図書

本業務における業務完成図書は、電子納品によるものとする。

(1)　「紙」による報告書は製本１部とする。なお、報告書製本の体裁は、黒表紙金文字製本のＡ４判とし、図面は、縮小Ａ３判折込を標準とする。

(2)　管理写真は、「デジタル写真管理情報基準」に基づき提出しなければならない。

(3)　図面は、「ＣＡＤ製図基準」に基づいて作成しなければならない。
また、図面作成の運用にあたっては、「地方整備局（港湾空港関係）の事業における電子納品等運用ガイドライン【資料編】」を参考とする。

(4)　測量成果は、「測量成果電子納品要領」に基づいて作成しなければならない。また、電子納品の運用にあたっては、「電子納品運用ガイドライン【測量編】」を参考にする。

(5)　特記仕様書及び発注図面の電子データは、発注者が提供する。

(6)　業務完成図書の提出先は、下記のとおりとする。
東京都大田区羽田空港　３－３－１
国土交通省　関東地方整備局　東京空港整備事務所

## ９ そ　の　他

(1)　本業務の実施にあたっては、航空法、同法施行規則及び空港管理規則を厳守しなければならない。

(2)　制限区域内立入りにあたっては、顔写真入り身分証（各都道府県公安委員会発行の有効な運転免許証、公的機関等が発行した住基カード等の証明証で顔写真入りのもの（官公庁または、公的機関が認めた法人及び特殊法人が発行したものを含む。））を常時携帯すること。
なお、受注者は顔写真入り身分証を発注者から求められたときは、これに応じなければならない。

(3)　制限区域内への立入りは、東京国際空港長より承認を受けた人員および車両とする。また、車両の運転経路は空港事務所担当官の承認を受けた経路とし、所定の速度を厳守すること。

(4)　本業務の滑走路、誘導路の閉鎖を伴う作業時期及び作業時間は下表のとおり想定しているが、空港運用との調整により変更となる可能性がある。また、作業時間には当日作業完了後の空港事務所担当官による点検時間（30分）を含んでいる。

なお、空港管理者からの指示により当日作業が中止となった場合は、調査職員へ報告するものとし、これに伴う費用計上については、両者協議のうえ、契約変更は履行期間末日までに行うものとする。

<table>
<tr><th>作業時期(閉鎖時期)</th><th colspan="3">作業時間(閉鎖時間)</th><th>閉鎖対象</th></tr>
<tr><td rowspan="3">令和6年4月上旬<br>～令和6年8月下旬</td><td>週5日<br>(日/月/水/木/土)</td><td>23:00～翌06:30</td><td rowspan="3">【夜間施工】</td><td>A滑走路<br>区域</td></tr>
<tr><td>週5日<br>(日/月/火/木/金)</td><td>23:30～翌06:00</td><td>B滑走路<br>区域</td></tr>
<tr><td>週2日<br>(火/金)</td><td>翌00:30～06:30</td><td>C滑走路<br>区域</td></tr>
<tr><td colspan="5">【補足】<br>1.取付誘導路は滑走路の閉鎖時間と同様<br>2.平行誘導路は①0時、②各滑走路の閉鎖後30分を経過した時刻<br>いずれか遅い時刻から6時まで<br>3.その他の誘導路は0時から6時まで</td></tr>
</table>

また、昼間作業時間帯は09:00～18:00を標準とする。

昼間作業及び夜間作業の区分は別添図に示す。ただし、空港の運用により変更となった場合はこの限りではない。

(5)　安全確保のため、関係機関と密接な連絡を保つこと。また、万全の措置を講じなければならない。また、滑走路、誘導路への立ち入りについて空港管理者より指示があった場合は、これに従わなければならない。

制限区域内において、USE CAUTIONにより作業を行う場合は、調査職員の提示する「USE CAUTIONによる調査・測量作業時の安全対策」を遵守しなければならない。

(6)　USE CAUTIONにより行う作業や空港管理者と協議の結果、必要と認める箇所で作業を行う場合は、監視員を１名以上配備しなければならない。
なお、監視員の延べ人数については、実績を整理し報告するものとし、これに伴う契約変更は履行期間末日までに行うものとする。

(7) 本業務の成果品のうち下表に該当するものは、「国土交通省公共測量作業規定」に定める第三者機関の検定を受け、同機関の発行する検定記録及び検定証明書を成果品に添付して提出しなければならない。

| 測量の種類 | 検定数量 | 摘　要 |
|---|---|---|
| １級基準点測量 | 7 点 | |
| ２級基準点測量 | 15 点 | |
| ３級基準点測量 | 3 点 | |
| ２級水準測量 | 31.6 km | |

(8)　調査職員の指示、現地の状況、関係機関との協議及び別件工事等との調整の結果により業務内容を変更する必要が生じた場合は、調査職員と協議を行う。なお、これに伴う契約変更は履行期間末日までに行うものとする。

(9) 技術提案

受注者は、入札時に提出した技術提案書の内容に基づき、適切に業務を遂行するものとする。なお、反映する技術提案については、業務計画書に記載するものとする。

(10) 発注者支援業務を行う現場技術員の配置

1)　本業務は、別件：発注者支援業務において、調査職員の他に調査職員の補助業務を行う現場技術員を配置する。

2)　本業務を担当する現場技術員の氏名は後日通知する。

3)　現場技術員が調査職員に代わり現場で立会等の臨場をする場合には、その業務に協力しなければならない。また、関係書類の提出に関し、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

ただし、現場技術員は、業務契約書第９条に規定する調査職員ではなく、指示、承諾、協議及び確認の適否等を行う権限は有しないものである。

(11) 配置技術者の確認について

1)　受注者は、業務計画書の業務組織計画等に配置技術者の立場・役割を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画等を変更する際も同様とする。

2)　業務実績情報システム（テクリス）に登録できる技術者については、以下の確認などにより、業務に携わっていることを調査職員が確認できるものとし、業務完了までに、受発注者双方で確認の上、確定するものとする。

① 業務打合せ（電話等打合せを含む）等において、調査職員と業務に関する報告・連絡・調整等を行い、当該業務に携わっていることが明確な技術者

② 現地作業又は内業が主となる技術者においては、作業を実施していることを写真等で確認できる者

3)　完了登録の「登録のための確認のお願い」のメール送信に加え、技術者本人の登録に関する認識の確認のため、「登録のための確認のお願い」に個々の技術者の署名を付したものを別途調査職員に提出する。なお、「登録のための確認のお願い」の技術者情報と同様の内容を記載し、署名を行った書面を添付する場合も同等とみなす。

4)　発注者は、業務計画書に記載された配置技術者のいずれかが当該業務に従事していないことが明らかとなった場合、指名停止等の措置を講ずることがある。また、配置技術者以外が業務実績情報システム（テクリス）へ登録された場合についても同様とする。

(12) 技術指導者について

1)　管理技術者の他に、参加表明書に基づき技術指導者（担当技術者として配置）を配置する場合は、技術指導者は次に掲げる①から③の項目を実施すること。

① 定期的に管理技術者の指導を行うこと（１回／週程度）。ただし、技術指導者を含む複数の者が指導を行うことを妨げない。なお、②の協議、報告、打ち合わせの際に調査職員が技術指導者より指導状況を確認する。

② 特記仕様書に記載された、発注者と行う全ての協議、報告、打ち合わせに出席すること。

③ 打合せ確認記録簿、履行報告書等の書類を確認し、管理技術者を指導すること。
なお、その際、各書類に捺印するものとする。

2)　技術指導者は、業務実績情報システム（テクリス）に担当技術者として登録するものとする。

(13) 契約内容の変更手続きについて

本業務における設計変更や契約変更を適正に行うため、協議及び指示を徹底するとともに、協議書及び指示書等があるものを契約変更の対象とする。

(14) 設計変更等について

設計変更等については、業務契約書第１８条から第２６条及び「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書本編１－２３から１－２５などに記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「契約変更事務ガイドライン」（国土交通省港湾局）を参考とするものとする。

(15) 業務品質確保調整会議

本業務は、円滑な業務の実施及び品質の確保を図ることを目的として、受発注者とその双方の責任者が参加し、履行における条件、業務工程の確認及び調整、業務計画の確認及び設計変更に関する確認・調整等を行う会議（以下、「調整会議」という。）を開催するものとする。調整会議の開催時期は、受注者が設計図書の点検を完了した業務着手前を基本とするが、調査職員と協議し決定するものとする。

なお、履行途中において開催が必要と判断された場合は、複数回開催することもできる。

会議の開催は、「業務品質確保調整会議実施要領」に基づき行うものとする。

なお、受発注者双方の協議により調整会議の開催を省略することも可能とする。

(16) 公開用成果品の作成

本業務は、公開用成果品の作成対象業務とする。成果品の作成にあたって、個人情報等の公開すべきでない情報がある場合は、調査職員との協議に基づきマスキング等の措置を行い、公開用成果品を別途とりまとめること。

(17)　本特記仕様書に記載なき事項及び本業務の遂行上疑義が生じた場合は、調査職員と協議するものとする。

(18) 測量・調査現場における遠隔臨場の試行について

動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）によって取得した映像及び音声を利用し、遠隔地からweb会議システム等を介して立会を行うことができる試行業務である。

1) 測量・調査現場における遠隔臨場の試行

受注者における立会に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化や発注者における現場臨場の削減による効率的な時間の活用等を目指し、立会に伴う作業に遠隔臨場を試行するものである。なお、遠隔臨場は、「港湾の測量・調査現場における遠隔臨場に関する試行要領(案)」の内容に従い実施する。

2) 試行内容

① 立会の実施

受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により取得した映像及び音声を利用し、遠隔地からweb会議システム等を介して立会を行うものである。

② 機器の準備及び運用

遠隔臨場に使用する動画撮影用のカメラ(ウェブカメラ等)やweb会議システム等の機器は受注者が準備、運用することを基本とする。これによらない場合は調査職員と協議し決定するものとする。

③ 遠隔臨場を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で協議を行う。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、調査職員は机上確認することも可能とする。なお、受発注者間で協議し、別日の現場臨場に変更することを妨げるものではない。

④ 効果の検証

試行を通じた効果の検証及び課題の抽出等に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は調査職員の指示による。

⑤ 費用

本試行に要する費用については、受注者の負担とする。

⑥ 不正行為

遠隔臨場において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為を行った場合は、「測量業者の不正行為に対する監督処分の基準」及び「地質調査業者の不正行為等に対する登録停止等の措置基準」等に従い、監督処分を実施する場合がある。

－　以　上　－

令和６年度

# 東京国際空港基準点測量

## 図　面　目　録

| 図　番 | 図　面　名　称 | 摘　要 |
|---|---|---|
| 1 | １・２・３級基準点位置図 | |
| 2 | ２級水準測量網図 | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

# １・２・３級基準点位置図 S=1:8,000

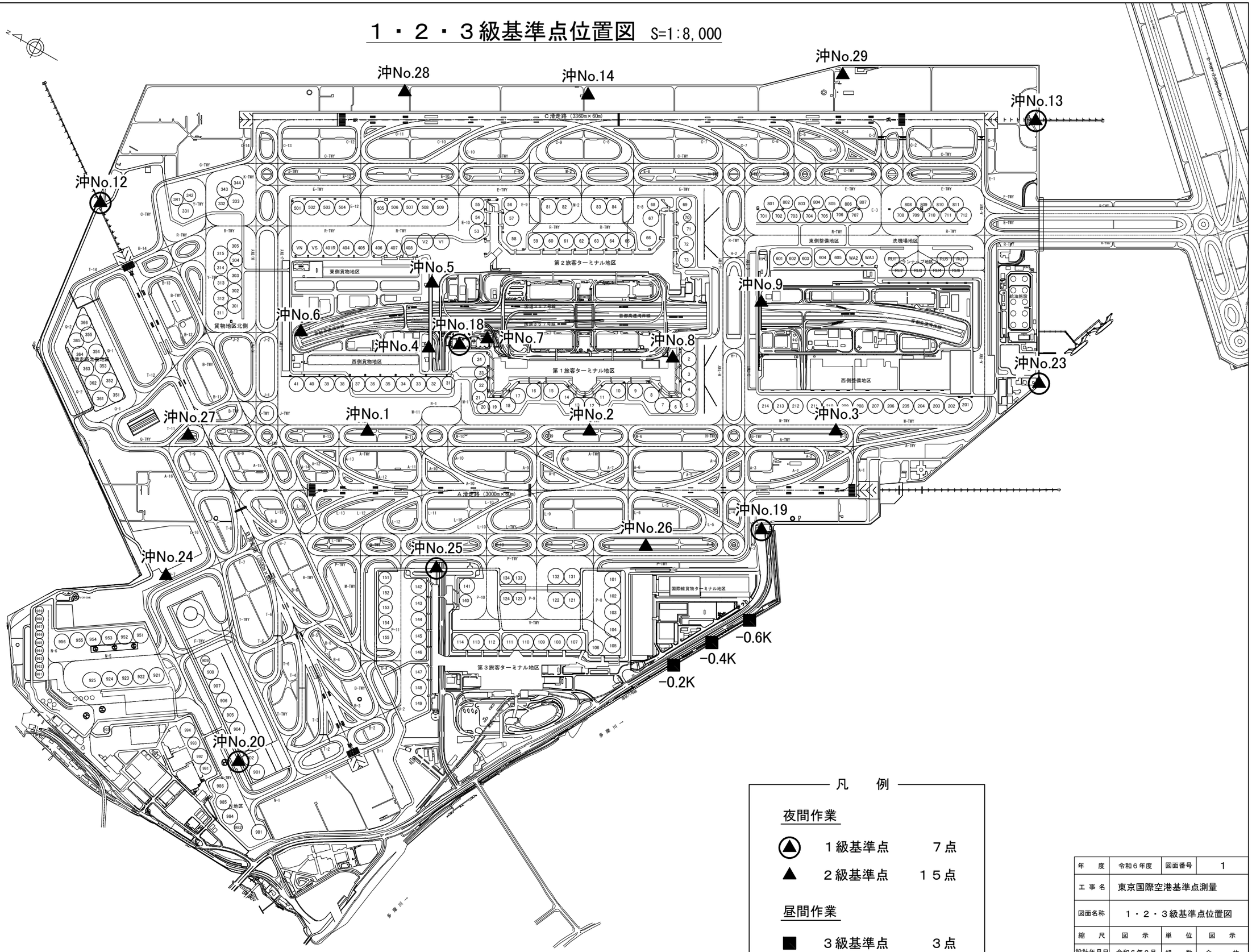


凡　例

夜間作業

| | | |
|---|---|---|
| ◉ | １級基準点 | ７点 |
| ▲ | ２級基準点 | １５点 |

昼間作業

| | | |
|---|---|---|
| ■ | ３級基準点 | ３点 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 年　度 | 令和６年度 | 図面番号 | 1 |
| 工事名 | 東京国際空港基準点測量 | | |
| 図面名称 | １・２・３級基準点位置図 | | |
| 縮　尺 | 図　示 | 単　位 | 図　示 |
| 設計年月日 | 令和６年２月 | 組　数 | 全　枚 |
| 国土交通省　関東地方整備局　東京空港整備事務所 | | | |

# ２級水準測量網図　S=1:8,000

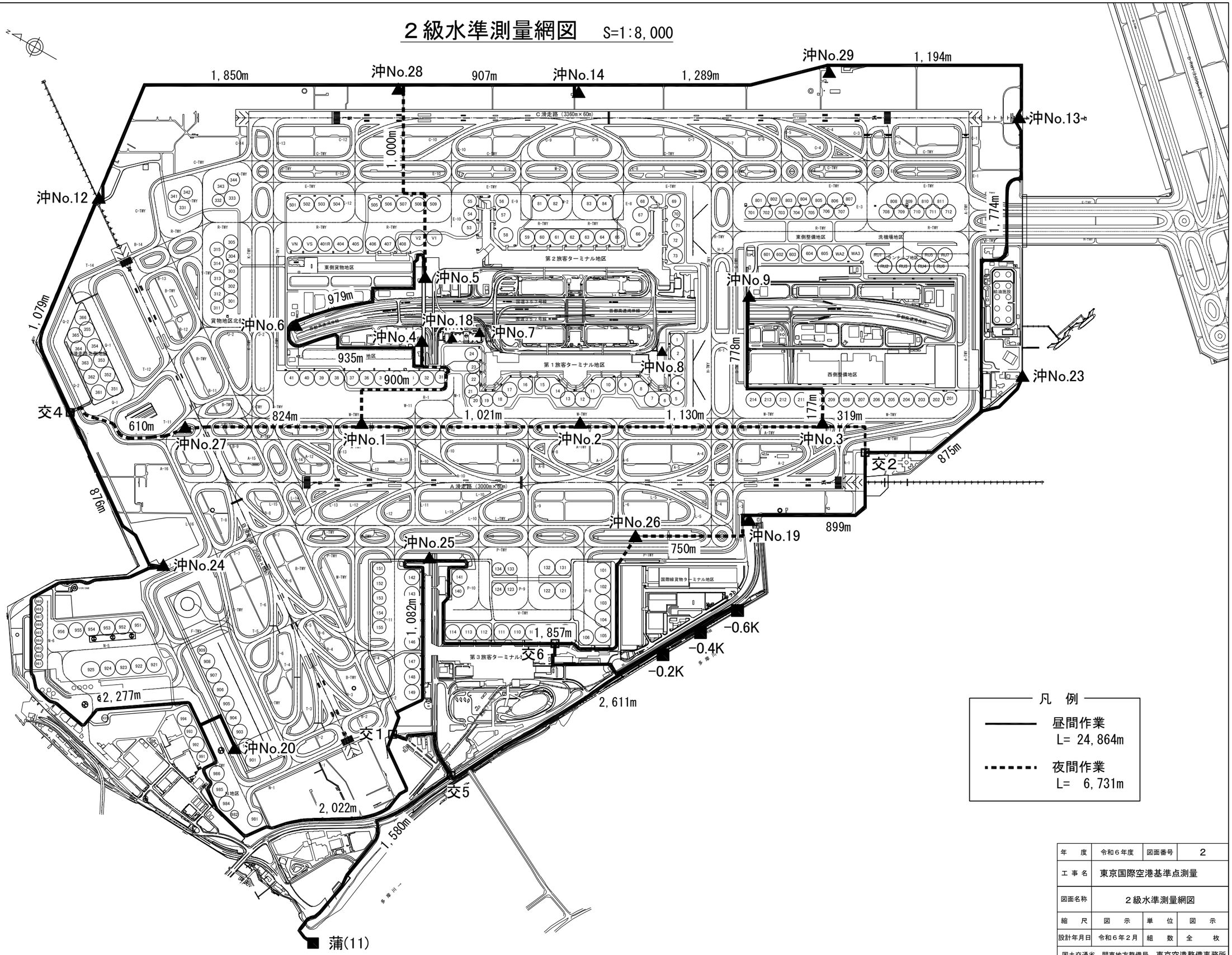


凡　例

昼間作業
L= 24,864m

夜間作業
L= 6,731m

| | | | |
|---|---|---|---|
| 年　度 | 令和６年度 | 図面番号 | ２ |
| 工事名 | 東京国際空港基準点測量 | | |
| 図面名称 | ２級水準測量網図 | | |
| 縮　尺 | 図　示 | 単　位 | 図　示 |
| 設計年月日 | 令和６年２月 | 組　数 | 全　枚 |
| 国土交通省　関東地方整備局　東京空港整備事務所 | | | |